

高岡地区広域圏事務組合建設工事等入札参加資格者に関する規程

平成10年12月21日規程第4号
改正 平成14年3月27日訓令第1号
改正 平成17年11月1日訓令第3号

(目的)

第1条 この規程は、高岡地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）の入札参加資格者名簿について必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者名簿の作成等)

第2条 組合が発注する工事又は製造の請負、工事に係る測量、調査及び設計の委託並びに物件の買入れその他理事長が定める契約の入札参加資格者名簿については、高岡地区広域圏事務組合建設業者選考委員会規程（平成14年高岡地区広域圏事務組合訓令第1号）第2条及び高岡地区広域圏事務組合建設工事等入札参加者の資格審査及び選定等に関する要綱第2条の規定にかかわらず当分の間、組合を構成する市の入札参加資格者名簿をもって準用する。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成14年3月27日訓令第1号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月1日訓令第3号）

この規程は、平成17年11月1日から施行する。